

事業事前評価表

1. 案件名

国名：ベトナム社会主義共和国

案件名：第1次経済運営・競争力強化借款

L/A 調印日：2013年3月22日

承諾金額：15,000百万円

借入人：ベトナム社会主義共和国政府（The Government of the Socialist Republic of Viet Nam）

2. 計画の背景と必要性

(1) 当該国における社会経済開発実績（現状）と課題

ベトナムは1986年のドイモイ政策の導入以降、1990年から2010年にかけて、7%を超える年平均GDP成長率を達成、2011年以降のマクロ経済安定化を重視する政策により、2011年は5.9%、2012年は5.0%に留まったものの、これまで順調な経済発展を遂げてきている。また、2010年には一人当たりGDPが1,000ドルを超えて低中所得国入りを果たし、貧困層の割合も1993年の58.0%から2010年には10.4%まで低下した。これらの成果は、市場経済化・対外開放政策の着実な実行、加工・製造業を中心とする外国直接投資の誘致の成功、輸出産業の強化、経済インフラの整備等によるところが大きい。他方、労働集約型産業を中心とする産業の生産性停滞による経済成長の鈍化が懸念されている他、2015年に完全発効するASEAN域内及び対中国貿易における関税撤廃や後発ASEAN諸国の台頭により、ASEAN域内での競争激化が必至である状況の下、国際競争力を強化していくためには、労働集約型の産業構造から脱却し、産業の高付加価値化を図ることが不可欠である。また、短期的には改善しているものの、恒常的な貿易収支赤字、自国通貨安、インフレ、外貨準備高不足、財政赤字など構造的なマクロ経済上の課題を抱えている。ベトナムが中長期的にマクロ経済の安定化を図りつつ競争力を強化し持続的な経済成長を実現するためには、産業構造の転換に加えて、公共財政管理の強化、脆弱な金融システムの改善、国営企業の経営効率向上など抜本的な経済構造改革及び改革を支える行政制度の改善が必要とされている。

(2) 当該国における経済運営・競争力強化に係る開発政策と本計画の位置付け

ベトナム政府は、「社会経済開発10ヵ年戦略（2011-2020）」において、「2020年までの工業国化」を国家目標として定め、同戦略の計画文書である「第9次社会経済開発5ヵ年計画（2011-2015）」において、「経済」「社会」「環境」を開発の柱とし、①高成長の下での持続的経済発展、②近代的工業国となるための土台固め、③高度な科学技術の蓄積、④教育改善等による人的資源育成、⑤生活向上、⑥環境保全、⑦政治的安定などを主要政策課題として掲げている。また、2011年11月の国会において、2015年までの最重要政策課題として、①公共投資改革、②国営企業改革、③銀行セクター改革の3つを中心とした改革の断行が決定された。本計画は、これら開発政策の実行を支援するものである。

(3) 経済運営・競争力強化に対する我が国及びJICAの援助方針と実績

対ベトナム国別援助方針（2012年12月）では、「成長と競争力強化」、「ガバナンス強化」を重点分野に掲げ、我が国はこれまでも各種経済制度の整備及び執行運用支援、財政・金融改革、投資環境整備、中小企業・裾野産業開発等を実施してきた。また、2004年から2012年にかけて、「貧困削減支援借款」（Poverty Reduction Support Credit。以下「PRSC」という。）を通じて制度改革の促進支援を実施してきた。

(4) 他の援助機関の対応

経済運営・競争力強化に資する支援として、PRSC を通じて、世界銀行、アジア開発銀行、イギリス、ドイツ、フランスなどが制度改革の促進支援を実施してきた。

多国間援助機関のうち、世銀は国別パートナー戦略（2012～2016年）における援助重点の3つの柱の1つとして、域内経済及び国際経済におけるベトナムの競争力強化を掲げており、同柱ではマクロ経済安定化に重点が置かれ、公共財政管理に係る技術協力やプロジェクトローン（税務行政管理システム開発等）等の協力を実施している。

アジア開発銀行は国別パートナーシップ戦略における重点分野の1つとして経済構造改革を掲げており、資本市場整備支援に焦点を当てた金融セクタープログラムローンやプロジェクトローン（特定の国営企業の経営改善等）を実施している。

また、二国間援助機関のうち、ドイツ国際協力公社が、SBV 法及び金融機関法改正（2010年）や SBV の人材育成に係る技術協力を実施しており、スイス連邦経済省経済事務局は、国営商業銀行のリスク管理改善等を目的とした技術協力を実施中である。また、カナダ国際開発庁は、銀行監督強化に係る技術協力を実施している。

なお、IMF は、4条コンサルテーション協議及び技術協力等を通じて、継続的に財政・金融分野の協力を実施しているほか、2012年7月から2013年第2四半期にかけて世銀と共同で「金融セクター評価プログラム」を実施している。上記のとおり、多数の援助機関が経済運営・経済構造改革に対する協力を実施している。（本計画への各援助機関の参加状況は3. (8)で後述。）

(5) 計画の必要性

ベトナムが2020年までの工業国化を達成し、今後も持続的な経済成長を促進するためには、適切な開発政策の実行を通じた経済運営・競争力の強化が不可欠である。本計画は、経済運営・競争力の強化を図るために必要な、金融システムの安定化、財政規律の強化、行政改革、国営企業の運営改善、公共投資の改善、ビジネス環境の整備等の各種政策制度改革の実行を支援するものであり、我が国及び JICA の援助重点分野とも合致していることから、本計画を支援する必要性・妥当性は高い。

3. 計画概要

(1) 計画の目的

本計画は、金融システムの安定化、財政規律の強化、行政改革、国営企業の運営改善、公共投資の改善、ビジネス環境整備等の各種政策制度改革について、財政支援を通じてその着実な実行を支援することにより、同国の経済運営・競争力の強化を図り、もって持続的成長及び貧困削減に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名：ベトナム社会主義共和国全土

(3) 計画概要

本計画は、経済運営・競争力の強化に向けて必要となる3つの改革の柱として、i) マクロ経済安定化、ii) 公共部門の透明性・効率性・説明責任の向上、iii) ビジネス環境の整備を設定した上で、これら柱のもとに7つの改革分野（①金融システムの安定化、②財政規律の強化、③行政改革、④国営企業の運営改善、⑤公共投資の改善、⑥効率的なビジネス環境の整備、⑦公正なビジネス環境の整備）を定め、2015年までに実行されるべき改革の支援を行なうもの。本計画は、3フェーズに亘って行われる予定であり、本計画はその第1フェーズとして、2012年1月から2013年1月に実行された改革を支援するものである。

＜本計画が支援する改革分野＞

| 目標 | 改革の柱 | 改革分野 |
|-------|--------------------------|------------------------------------|
| 競争力強化 | i) マクロ経済安定化 | ① 金融システムの安定化 ② 財政規律の強化 |
| | ii) 公共部門の透明性・効率性・説明責任の向上 | ③ 行政改革 ④ 国営企業の運営改善 ⑤ 公共投資の改善 |
| | iii) ビジネス環境整備 | ⑥ 効率的なビジネス環境整備 ⑦ 公正なビジネス環境整備 |

(4) 総計画費：15,000百万円（うち、円借款対象額：15,000百万円）

(5) 計画実施スケジュール：2012年1月～2013年1月。

(6) 計画実施体制

- 1) 借入人：ベトナム社会主義共和国政府（The Government of the Socialist Republic of Viet Nam）
- 2) 保証人：なし
- 3) 計画実施機関：ベトナム国家銀行（State Bank of Viet Nam; SBV）
- 4) 操業・運営／維持・管理体制：副首相を委員長とする国家諮問委員会を上位意思決定機関として設置、関係省庁（首相府、計画投資省、財政省、商工省、労働・傷病兵・社会省、国家監察院、SBV）の代表が同委員会に参加している。また、同委員会下に関係省庁及び各援助機関により構成されるテクニカル・ワーキンググループを設置、本計画で支援する政策制度の分析やモニタリング協議等を行なう。SBVは本計画の実施機関として、内部にプログラム調整ユニットを設置、本計画の調整業務を実施する。

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本計画は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進：本計画は、ベトナムの競争力強化を通じた持続的経済成長及び貧困削減を目的としたものであり、本計画が対象とする各種政策制度改善を通じて競争力強化を図ることにより貧困削減促進に寄与する。

3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）：特になし。

(8) 他スキーム、他ドナー等との連携

世界銀行との協調融資を行なうほか、無償資金協力を行なうカナダ国際開発庁、スイス連邦経済省経済事務局と連携予定。また、本計画で支援する改革分野において実施中の技術協力プロジェクトの実施を通じて、対象となる政策制度の策定及び執行支援を行なう。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 計画効果

(1) 定量的効果

1) 運用・効果指標

| 改革の柱 | 改革項目 | 運用・効果指標 | | |
|----------------------------------|-------------------|---------------------------------------------------|---------------------|----------------------|
| | | 指標名 | 基準値 (2012年) | 目標値 (2015年) |
| マクロ経済 の安定化 | 金融システムの 安定化 | 銀行セクターカントリーリスク評価（10 段階分類・評価）*注1 | グループ9 | グループ8 |
| | | 不良債権比率（%） | 8.6 | 5 |
| | 財政規律 の強化 | 対GDP比公的債務比率が連続して65%を 下回る会計年度の回数（回） | 1 | 4 |
| 公共部門の 透明性・効 率性・説明 責任の向上 | 行政改革 | 土地管理情報、土地取引の行政手続をウ ェブサイトで開示している地方省の数 （省）*注2 | 6 | 45 |
| | | 公務員の所得及び 申告資産の情報開示の度合い（%） | 0 | 50 |
| | 国営企業の 運営改善 | ノン・コア事業を有する 経済グループ数（社） | 10 | 5 |
| | 公共投資 の改善 | 資本予算に占める、予算外支出を含めた 資本支出の割合（%） | 135 | 115 |
| ビジネス 環境の整備 | 効率的なビジネ ス環境の整備 | 企業活動時間の10%以上を行政手続きに 割いていると回答する市民の割合（%） | 11.26 | 10以下 |
| | 公正なビジネス 環境の整備 | 納税手続きの所要時間（時間） | 法人税：217 付加価値：320 | 法人税：150 付加価値税：220 |

*注1：スタンダードプアーズの Banking Industry Country Risk Assessment (BICRA)。各国の銀行システムを、最も強固な国（グループ1）から、最も脆弱な国（グループ10）まで、10段階に分類・評価するもの。当該国の国内市場の経済環境、規制環境、法的環境、競争環境を考慮に入れて評価を行なう。

*注2：2012年にベトナム政府・世界銀行が共同で実施した反汚職診断（Anti-Corruption Diagnostic）において、土地取引は汚職の発生しやすい分野とされている。

(2) 定性的効果

本計画の実施により、持続的な経済成長が促進される。ベトナム政府の政策立案・実施能力が強化される。

5. 外部条件・リスクコントロール

特になし。

6. 過去の類似案件の評価結果と本計画への教訓

(1) 類似案件の評価結果

2007年に実施されたPRSC3～5の事後評価において、PRSCの効果・実効性は、政策制度の運用・執行面の確実な実行があってこそ発現されるものであり、政策制度の策定のみならず、政策制度の執行・運用を行なう現場でのきめ細かい能力構築や制度強化が不可欠であるとの提言を得た。

(2) 本計画への教訓

上記提言を踏まえ、本計画では、支援対象とする改革項目について、終了後の運用・執行面を含めたモニタリングの実施、および運用・執行面の支援体制について、ベトナム政府及び他援助機関と検討を行なっている。JICAは技術協力等の実施を通じて、本計画終了後も特定の改革項目の運用・執行面も支援する予定である。

7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

- 1) 銀行セクターカントリーリスク評価（10段階分類・評価）
- 2) 不良債権比率（%）
- 3) 対GDP比公的債務比率が連続して65%を下回る会計年度の数（回）
- 4) 土地管理情報、土地取引の行政手続をウェブサイトで開示している地方省の数（省）
- 5) 公務員の所得及び申告資産の情報開示の度合い（%）
- 6) ノン・コア事業を有する経済グループ数（社）
- 7) 資本予算に占める、予算外支出を含めた資本支出の割合（%）
- 8) 企業活動時間の10%以上を行政手続に割いていると回答する市民の割合（%）
- 9) 納税手続きの所要時間（時間）

(2) 今後の評価のタイミング

計画完成後

以上